

平成20年8月12日

日本福祉用具・生活支援用具協会
会員各位

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）
会長 木村 憲司

JASPA への「事故報告」提出のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、JASPA では、発足10年を機に「安全・安心部会」を設置し、安全・安心の仕組みづくりを検討しております。その一環として既に JASPA においては、昨年5月14日に施行された消費生活用製品安全法（消安法）の改正に基づく経済産業省からの要請もあり、まずは事故の再発防止を図るため、事故の内容や原因を同業の福祉用具のメーカーだけでなく流通事業者、中間ユーザー及び利用者に至るまで事故内容等を周知することが重要であると考え、経済産業省の重大事故公表及び NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）の事故公表に基づき福祉用具に関する重大事故の公表を JASPA ホームページにて行っております。

つきましては、この度、JASPA としては福祉用具製造団体として会員企業の事故情報をいち早く把握し、関係機関からの照会に対応する必要があるため、消費生活用製品安全法に基づき会員皆様から経済産業省または NITE に事故報告をした際に、同時に JASPA への事故報告を下記内容にて実施することといたしますので、趣旨をご理解の上ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 提出書類：

会員企業の皆様は、経済産業省および NITE へ消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報報告・公表制度」に従って事故報告を行うと同時に、次に掲げる（1）または（2）の書類いずれかを JASPA 事務局へご提出願います。

（1）「JASPA 事故報告書」

様式は JASPA ホームページからもダウンロードできます。

（2）経済産業省および NITE へ事故報告を行った「報告書」（「消安法第35条第2項の政令で定める様式（消安法施行令第3条様式第一）」の写し

2. 提出方法及び提出先：

事務局へ連絡のうえ、上記 1 . の提出書類を F A X またはメールにて送付してください。

3 . 事故報告書の取扱い :

上記 1 . の提出書類の取り扱いについては、次に掲げる内容の「事故情報取扱規程」を定め、事務局にて適切な管理、運用を行います。

(1) 事故情報の管理 :

会員から提出された「事故情報」の取扱いについては、経済産業省及び NITE の事故情報公開前までは JASPA 事務局の範囲内でのみ利用することとし、適切な管理を行う。

(2) 運用

マスコミに対する対応

経済産業省、NITE の製品事故情報について、マスコミより問合せがあった場合は当該会員企業の担当者を紹介する。

専門職・利用者に対する

経済産業省、NITE の製品事故情報について、専門職・利用者より問合せがあった場合は当該会員企業の担当者を紹介する。

以上